



つるぎ町公告第28号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年3月1日

つるぎ町長 兼 西



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
4681210004	柴内	2.16	計画策定の日から20年間	
4681210021	廣谷	0.93	計画策定の日から20年間	
4681210023	長木、廣谷	0.95	計画策定の日から20年間	
4681210029	捨子谷南、中山、定山	0.58	計画策定の日から20年間	
4681210030	捨子谷南、中山、谷向、定山	0.75	計画策定の日から20年間	
4681210032	定山	0.62	計画策定の日から20年間	
4681210045	長木、定山	7.26	計画策定の日から20年間	
4681210057	廣谷	0.19	計画策定の日から20年間	
4681210070	中山、谷向、定山	5.40	計画策定の日から20年間	
4681210073	定山	0.13	計画策定の日から20年間	
4681210076	定山	0.24	計画策定の日から20年間	
4681210077	定山	0.52	計画策定の日から20年間	
4681210087	定山	0.14	計画策定の日から20年間	
4681210097	定山	0.44	計画策定の日から20年間	
4681210099	谷向	3.54	計画策定の日から20年間	
4681210109	定山	1.64	計画策定の日から20年間	
4681210110	定山	0.72	計画策定の日から20年間	
4681210115	柴内、定山	1.51	計画策定の日から20年間	
4681210125	定山	0.53	計画策定の日から20年間	
4681210129	長木、廣谷、定山	4.25	計画策定の日から20年間	
4681210130	定山	0.05	計画策定の日から20年間	
4681210131	柴内	1.26	計画策定の日から20年間	
4681210133	長木、廣谷	1.83	計画策定の日から20年間	
4681210135	長木、長木影、廣谷、定山	6.64	計画策定の日から20年間	
4681210160	柴内	0.36	計画策定の日から20年間	
4681210161	長木影、廣谷	3.85	計画策定の日から20年間	
4681210171	定山	0.13	計画策定の日から20年間	
4681210174	定山	1.26	計画策定の日から20年間	

整理番号	所在	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
4681210175	定山	0.35	計画策定の日から20年間	
4681210176	谷向	0.05	計画策定の日から20年間	
4681210177	中山	0.59	計画策定の日から20年間	
4681210179	柴内、定山	1.04	計画策定の日から20年間	
4681210181	柴内	0.28	計画策定の日から20年間	
4681210182	定山	0.86	計画策定の日から20年間	
4681210184	谷向	2.02	計画策定の日から20年間	
4681210189	定山	2.61	計画策定の日から20年間	
4681210191	定山	0.50	計画策定の日から20年間	
4681210193	柴内、定山	1.26	計画策定の日から20年間	
4681210198	定山	0.47	計画策定の日から20年間	
4681210203	柴内	0.33	計画策定の日から20年間	
4681210211	廣谷	0.02	計画策定の日から20年間	
4681210220	定山	0.27	計画策定の日から20年間	
4681210226	長木、定山	3.42	計画策定の日から20年間	
4681210232	谷向	0.34	計画策定の日から20年間	
4681210234	谷向	0.93	計画策定の日から20年間	
4681210239	定山	0.19	計画策定の日から20年間	
4681210241	長木影、廣谷	1.34	計画策定の日から20年間	
4681210242	長木影	0.86	計画策定の日から20年間	
4681210251	柴内、定山	1.26	計画策定の日から20年間	
4681210255	定山	0.75	計画策定の日から20年間	
4681210256	中山、定山	0.58	計画策定の日から20年間	
4681210258	長木影、長木	5.94	計画策定の日から20年間	
合 計		74.12		

ただし、上表の74.12ヘクタールの森林のうち、既に森林経営計画が策定されている森林は、経営管理権集積計画の対象から除外する。

2 縦覧場所 つるぎ町産業経済課

3 本公告により、つるぎ町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上